

不正経理記録等非公開処分取消請求控訴事件

訴訟物の価格 金 1,600,000円
手数料額 金 19,500円

郵券 500x12 200x4 100x2 80x2
50x2 20x20 10x10 合計 7,760円

控 訴 状

控訴人(原告) 寺 町 知 正

控訴人(原告) 山 本 好 行

被控訴人(被告) 岐阜県知事 古田肇
岐阜市藪田南2丁目1番1号

2005年3月9日

名古屋高等裁判所 御中

控訴人(原告) 寺 町 知 正
岐阜県山県市西深瀬208番地の1
TEL・FAX 0581-22-4989

控訴人(原告) 山 本 好 行
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼1048番地の1
TEL・FAX 0585-55-2627

言 己

上記当事者間の岐阜地方裁判所民事第2部平成14年(行ウ)第19号不正経理記録等非公開処分取消請求事件について、2005年2月23日に言い渡された後記判決は、控訴人(原告)敗訴部分につき不服であるから、控訴をする。

原判決の表示

主 文

- 1 被告が原告ら及び選定者らに対して，平成14年9月24日付けでした別紙1の1から6までの公文書部分公開決定（ただし，平成16年2月23日付けでした別紙4の変更決定後のもの）のうち，別紙2の非公開部分番号13及び14の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした各処分をいずれも取り消す。
- 2 原告らのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを5分し，その4を原告の負担とし，その余を被告の負担とする。

控訴の趣旨

- 1 原判決中，控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人が控訴人ら及び選定者らに対して，平成14年9月24日付けでした別紙1の1から6までの公文書部分公開決定（ただし，平成16年2月23日付けでした別紙4の変更決定後のもの）のうち，別紙2の非公開部分番号1ないし12の「非公開部分」欄に記載の部分を非公開とした各処分をいずれも取り消す。
- 3 訴訟費用は，第1審，2審とも，被控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

控訴の理由

原判決は，控訴人敗訴部分につき，岐阜県情報公開条例の解釈及び事実認定を誤っているから，取り消されるべきである。

理由の詳細は，別途，準備書面をもって提出する。

以上